

○平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条及び第十二条第一項第一号の規定に基づき、同規則第九条及び第十二条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年八月七日

農林水産大臣 中川 昭一

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

生産条件不利  
補正対象農産  
物の種類

規  
格

小麦にあつては、パン・中華麺用品種及び非パン・中華麺用品種それぞれについて一等又は一等相当のA区分、一等又は一等相当のB区分、一等又は一等相当のC区分及び一等又は一等相当のD区分並びに二等又は二等相当のA区分、二等又は二等相当のB区分、二等又は二等相当のC区分及び二等又は二等相当のD区分

二条大麦、六条大麦及びはだか麦にあつては、一等又は一等相当のA区分、一等又は一等相当のB区分、一等又は一等相当のC区分及び一等又は一等相当のD区分並びに二等又は二等相当のA区分、二等又は二等相当のB区分、二等又は二等相当のC区分及び二等又は二等相当のD区分

大豆

普通大豆の一等又は一等相当、普通大豆の二等又は二等相当、普通大豆の三等又は三等相当及び特定加工用大豆の合格又は合格相当

てん菜

糖度が七・〇度以上のものについて適用される〇・一度ごとの区分

でん粉の含有率〇・一パーセントごとの区分

の用に供する

ばれいしょ

そば

一等又は一等相当及び二等又は二等相当

菜種

加算対象区分及び非加算対象区分

備考

一 この表において「パン・中華麺用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。

イ 銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、つるきち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みの

りのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。

口 三に掲げる用途が、パン又は中華麺の製造用である」と。

二 この表において「一等」、「二等」、「三等」及び「合格」とは、それぞれ農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号。以下「規格規程」という。）において麦、大豆及びそばに係る品位の等級として定められているものをいい、「一等相当」、「二等相当」、「三等相当」及び「合格相当」とは、それぞれ規格規程における麦、大豆及びそばに係る品位の当該等級に相当すると認められるものをいう。

三 この表において「A区分」とは、特定用途（次に掲げる用途をいう。ただし、口及びハの場合においては、小麦にあつては「日本麵の製造用」、「パン又は中華麺の製造用」又は「醸造用」、二条大麦、六条大麦及びはだか麦にあつては「麦茶の製造用以外のもの」又は「麦茶の製造用」であるものに限る。以下同じ。）に対応する別表第五から別表第十までの三以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（異なる銘柄が混合している麦

（以下「銘柄混合麦」という。）を除く。）をいう。

イ 別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの中の別表の用途の欄に掲げる用途

ロ 対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項に規定する対象農業者をいう。ハにおいて同じ。）が、その生産した麦につき需要者がイに掲げる用途と異なる用途に最も多く使用することを証明した場合における当該異なる用途

ハ 対象農業者が、その生産した麦につき、品種としての特性が明らかであり、かつ、需要者が最も多く使用する用途を証明した場合における当該用途

四 この表において「B区分」とは、特定用途に対応する別表第五から別表第十までの二の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

五 この表において「C区分」とは、次のいずれかに該当するもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

イ 特定用途に対応する別表第五から別表第十までの一の評価項目について基準値を満たし、かつ

、全ての評価項目について許容値を満たすもの

ロ 特定用途に対応する別表第五から別表第十までの二以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、いずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

六 この表において「D区分」とは、A区分、B区分及びC区分のいずれにも該当しないものをいう。

七 この表において「普通大豆」とは、規格規程で定める普通大豆をいう。

八 この表において「特定加工用大豆」とは、規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

九 この表において「加算対象区分」とは、品種が、キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ又はペノカのしづくである菜種をいい、「非加算対象区分」とは、加算対象区分以外のものをいう。

二 規則第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格は、規格規定において玄米に係る品位の等級として定められている三等以上の等級又は当該等級に相当すると認められるものとする。

別表第一 小麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道	きたほなみ（※）	日本麵の製造用
	北見九五号	日本麵の製造用
	ホクシン（※）	日本麵の製造用
	キタノカオリ	パン又は中華麵の製造用
	つるきち	パン又は中華麵の製造用
	はるきらり	パン又は中華麵の製造用
	ハルユタカ	パン又は中華麵の製造用
みのりのちから（※※）	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用
春よ恋	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用

										ゆめちから（※※）	パン又は中華麺の製造用
青森県	タクネコムギ	キタカミコムギ	ナンブコムギ	ネバリゴシ（※）	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	醸造用	
岩手県	ゆきちから	もち姫	ゆきちから	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用		
ゆきはるか	ナンブキラリ（※）	ネバリゴシ（※）	コユキコムギ	キタカミコムギ	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用

									銀河のちから（※※）	パン又は中華麺の製造用
									ナンブコムギ	パン又は中華麺の製造用
									もち姫	パン又は中華麺の製造用
									やわら姫	パン又は中華麺の製造用
									ゆきちから	パン又は中華麺の製造用
									あおばの恋（※）	パン又は中華麺の製造用
									シラネコムギ	パン又は中華麺の製造用
									夏黄金	日本麺の製造用
									銀河のちから（※※）	日本麺の製造用
									銀河のちから（※※）	日本麺の製造用
									ナントコムギ	パン又は中華麺の製造用
									銀河のちから（※※）	パン又は中華麺の製造用
									ゆきちから	パン又は中華麺の製造用
山形県	秋田県									

福島県	茨城県	栃木県
アブクマワセ	日本麵の製造用	日本麵の製造用
きぬあづま（※）	日本麵の製造用	日本麵の製造用
ふくあかり（※）	日本麵の製造用	日本麵の製造用
さとのそら	日本麵の製造用	日本麵の製造用
アオバコムギ	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用
ゆきちから	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用
きぬの波（※）	日本麵の製造用	日本麵の製造用
さとのそら	日本麵の製造用	日本麵の製造用
農林六一號	日本麵の製造用	日本麵の製造用
ゆめかおり	日本麵の製造用	日本麵の製造用
ユメシホウ	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用
イワイノダイチ（※）	日本麵の製造用	日本麵の製造用
さとのそら	日本麵の製造用	日本麵の製造用



									ハナマンテン（※※）	パン又は中華麺の製造用
富山県	新潟県	神奈川県	千葉県	さとのそら	農林六一號	ユメシホウ	農林六一號	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用
さとのそら	夏黄金	ニシノカオリ	あやひかり（※）	さとのそら	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用
日本麺の製造用	パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用	ゆめかおり	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	ユメシホウ	ユメシホウ	新潟県
さとのそら	ゆきちから				農林六一號	ニシノカオリ	農林六一號	夏黄金	夏黄金	富山県



										しろゆたか	
										ハナチカラ (※※)	日本麺の製造用
										ハナマンテン (※※)	パン又は中華麺の製造用
										ユメアサヒ	パン又は中華麺の製造用
										ゆめかおり	パン又は中華麺の製造用
										ゆめちから (※※)	パン又は中華麺の製造用
										イワイノダイチ (※)	パン又は中華麺の製造用
										さとのそら	パン又は中華麺の製造用
										農林六一號	日本麺の製造用
										タマイズミ	日本麺の製造用
										イワイノダイチ (※)	パン又は中華麺の製造用
										きぬあかり (※)	日本麺の製造用
農林六一號	日本麺の製造用	静岡県	岐阜県								



奈良県									
ふくはるか (※)	日本麵の製造用 醸造用	パン又は中華麵の製造用 ゆめちから (※※)	パン又は中華麵の製造用 ミナミノカオリ	パン又は中華麵の製造用 セトデュール	パン又は中華麵の製造用 ふくほのか (※)	日本麵の製造用 せときらら	日本麵の製造用 シロガネコムギ	日本麵の製造用 京都府 農林六一號	ミナミノカオリ ゆめちから (※※) 京都府
									ニシノカオリ パン又は中華麵の製造用



									山口県	ふくさやか	日本麺の製造用
									香川県	せときらら	パン又は中華麺の製造用
									徳島県	チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用
									愛媛県	さぬきの夢一〇〇九（※）	パン又は中華麺の製造用
									はるみずき	日本麺の製造用	日本麺の製造用
									さとのそら	日本麺の製造用	日本麺の製造用
									シロガネコムギ	パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用
									チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用	日本麺の製造用
									セときらら	日本麺の製造用	日本麺の製造用
									ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用
									シロガネコムギ	パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用
									チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用	日本麺の製造用
									にしのやわら（※）	日本麺の製造用	日本麺の製造用
福岡県											

長崎県										
長崎W二号	チクゴイズミ（※）	シロガネコムギ	ミナミノカオリ	さちかおり	はる風ふわり	チクゴイズミ（※）	日本麵の製造用	日本麵の製造用	モチハルカ	ミナミノカオリ



鹿児島県	ミナミノカオリ せときらら	パン又は中華麺の製造用
	ミナミノカオリ パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用

備考

一 岩手県において生産されたコユキコムギのうち、西磐井郡平泉町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては日本麺の製造用に対応する別表第五を適用する。

二 栃木県において生産されたタマイズミのうち、小山市、下野市及び下都賀郡野木町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

三 兵庫県において生産されたゆめちからのうち、加古川市、加古郡稻美町及び加古郡播磨町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

四 大分県において生産されたはるみずきのうち、大分市及び宇佐市で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に對応する別表第七を適用する。

五 大分県において生産されたミナミノカオリのうち、中津市及び豊後高田市で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用し、その他の市町村で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に對応する別表第六を適用する。

別表第二 一二条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道	札育二号	麦茶の製造用以外のもの
茨城県	りょうふう ミカモゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
栃木県	アスカゴールデン サチホゴールデン	麦茶の製造用 麦茶の製造用以外のもの







別表第三 六条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途	
はるか二条	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの	はるしづく
鹿児島県			
宮城県	シュンライ	麦茶の製造用以外のもの	
岩手県	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの	
山形県	ミノリムギ	麦茶の製造用以外のもの	
福島県	ホワイトファイバー	麦茶の製造用以外のもの	
べんけいむぎ	シュンライ	麦茶の製造用以外のもの	
	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	

									茨城県
									カシマゴール
									麦茶の製造用
									カシマムギ
									シュンライ
									群馬県
									栃木県
									埼玉県
									千葉県
富山県	新潟県	神奈川県	埼玉県	千葉県	埼玉県	千葉県	埼玉県	群馬県	茨城県
ファイバースノウ	はねうまもち	カシマゴール	カシマムギ	カシマムギ	すずかぜ	セツゲンモチ	さやかぜ	シュンライ	カシマゴール
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用

								ホワイトファイバー	麦茶の製造用以外のもの
								ミノリムギ	麦茶の製造用以外のもの
								ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
								はねうまもち	麦茶の製造用以外のもの
								ファイバースノウ	麦茶の製造用
								ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
								ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
								ホワイトファイバー	麦茶の製造用以外のもの
								ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
								シュンライ	麦茶の製造用以外のもの
								カシマゴール	麦茶の製造用以外のもの
								ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
								さやかぜ	麦茶の製造用
岐阜県	長野県	山梨県	福井県						

静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	兵庫県	鳥取県	広島県	大分県
ミノリムギ	シュンライ	カシマゴール	カヤカゼ	ファイバースノウ	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの	ホワイトファイバー
麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	シュンライ	シュンライ	シュンライ
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	ファイバースノウ	カヤカゼ	ホワイトファイバー

一 石川県において生産されたファイバースノウのうち、金沢市、かほく市及び河北郡で生産されたものについては麦茶の製造用に対応する別表第十を適用し、その他の市町村で生産されたものについては麦茶の製造用以外のものに対応する別表第九を適用する。

二 滋賀県において生産されたファイバースノウのうち、長浜市及び米原市で生産されたものについては麦茶の製造用に対応する別表第十を適用し、その他の市町村で生産されたものについては麦茶の製造用以外のものに対応する別表第九を適用する。

別表第四 はだか麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの
茨城県	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの
栃木県	ビューファイバー	麦茶の製造用以外のもの
埼玉県	イチバンボシ キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの 麦茶の製造用以外のもの

										もつちりぼし
										麦茶の製造用以外のもの
										麦茶の製造用以外のもの
										麦茶の製造用以外のもの



ユメサキボシ

麦茶の製造用以外のもの

長崎県

長崎御島

熊本県

御島裸

イチバンボシ

麦茶の製造用以外のもの

大分県

ダイシモチ

麦茶の製造用以外のもの

トヨノカゼ  
ハルアカネ

麦茶の製造用以外のもの

別表第五 小麦（日本麵の製造用）

評価項目	基 準 値	許 容 値	たんぱく質	九・七パーセント以上十一・三パーセント以
				下
灰分	一・六〇パーセント以下	一・五パーセント以下	一・六五パーセント以下	一リットル当たり八百四十グラム以上
容積重	一	一	一	一

三百以上	二百以上
フォーリングナンバー	備考

別表第一において※印を付した小麦については、評価項目中たんぱく質の許容値について「八・〇パーセント以上十三・〇パーセント以下」とする。

別表第六 小麦（パン又は中華麺の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく質	十一・五パーセント以上十四・〇パーセント以下	十・〇パーセント以上十五
灰分	一・七五パーセント以下	一・五パーセント以下
容積重	一リットル当たり八百三十三グラム以上	一・八〇パーセント以下
フォーリングナンバー	三百以上	二百以上

備考

別表第一において※※印を付した小麦については、評価項目中たんぱく質の許容値について「十・〇パ

一セント以上十八・〇パーセント以下」とする。

別表第七 小麦（醸造用）

評価項目 たんぱく質	基準値		許容値
	I	II	
III	未満	十一・〇パーセント以上十三・五パーセント	十・〇パーセント以上
容積重	十三・五パーセント以上	一リットル当たり七百六十グラム以上	
		一	

備考

評価項目中たんぱく質については、Iの基準値を満たす場合には一の評価項目について、IIの基準値を満たす場合には二の評価項目について、IIIの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

別表第八 二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容積重 細麦	一リットル当たり七百九グラム以上 三・〇パーセント以下	—
白度 正常粒	四十以上 八十パーセント以上	三十七以上 七十パーセント以上
容積重 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）	六条大麦 一リットル当たり六百九十 グラム以上 はだか麦 一リットル当たり八百四十 グラム以上	—

別表第九 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
細麦	—	—
二・〇パーセント以下	—	—

別表第十一 条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

評価項目	たんぱく質			基準値	許容値	四十三以上
	III	II	I			
細麦	十・五パーセント以上	ト未満	九・〇パーセント以上十・五パーセン	ト未満	七・五パーセント以上九・〇パーセン	六・五パーセント以上
二・〇パーセント以下	—	—	—	—	—	はだか麦 五十パーセント以下

備考

評価項目中たんぱく質については、Iの基準値を満たす場合には一の評価項目について、IIの基準値を

満たす場合には二の評価項目について、IIIの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

### 定義

#### (一) 小麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものという。

イ 灰分

電気炉で灰化する方法により測定したものという。

ウ 容積重

ブラウエル穀粒計又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる電気式穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。

エ フォーリングナンバー

落球粘度計により測定したものとをいう。

(二) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・八三を用いたものをいう。

イ 容積重

(一) のウに同じ。

ウ 細麦

二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては一・五ミリメートル、二条大麦（麦茶の製造用）及び六条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては一・二ミリメートル、六条大麦（麦茶の製造用）及びはだか麦にあつては一・〇ミリメートルの縦目ふるいをもつて分け、そのふるいを通過する二条大麦、六条大麦又ははだか麦の粒をいう。

エ 白度

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する農産物検査の時から一月

を経過したサンプルについて、とう精機により、二条大麦及び六条大麦にあつては五十五パーセント  
、はだか麦にあつては六十パーセントまでとう精したもの、白度計により測定したものと云う。

#### 才 正常粒

とう精機により六十五パーセントまでとう精したものと一・八ミリメートルの縦目ぶるいをもつて  
分け、そのふるいの上に残る二条大麦の粒をいう。

#### 力 硝子率

グロベツケル穀粒切断器又はハインスドルフ穀粒切断器により穀粒を切断して切断面を観察する方  
法により測定したものと云う。

(一部改正 平成十九年三月二十八日農林水産省告示第三百六十三号)

(一部改正 平成二十年四月十日農林水産省告示第五百五十七号)

(一部改正 平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号)

(一部改正 平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号)

(一部改正 平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号)

(一部改正 平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号)

(一部改正 平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百四号)

(一部改正 平成二十六年三月三十一日農林水産省告示第四百八十号)

(一部改正 平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十六号)

(一部改正 平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第八百八十八号)

(一部改正 平成二十九年三月三十一日農林水産省告示第五百三号)

(一部改正 平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十三号)

(一部改正 平成三十年七月二日農林水産省告示第千五百六号)

(一部改正 平成三十一年三月二十九日農林水産省告示第六百六号)

(一部改正 令和元年五月九日農林水産省告示第九十号)

(一部改正 令和二年三月三十一日農林水産省告示第六百九十号)

(一部改正 令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十四号)

（一部改正 令和四年三月三十一日農林水産省告示第六百五十七号）

（一部改正 令和五年三月三十一日農林水産省告示第五百七号）

附 則（平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号）

この告示は、平成二十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号）

この告示は、平成二十二年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十一年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十三年産の麦及び大豆に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の麦及び大豆に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十四年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十三年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百四号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十五年産の麦及びん菜に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金又は同法第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用す

るものとし、平成二十四年以前の年産の麦及びてん菜に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日農林水産省告示第四百八十号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十六年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金又は同法第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十五年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十六号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第八百八十八号）

この告示による改正後の平成十八年八月七月農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十八年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月三十一日農林水産省告示第五百三号）

この告示による改正後の平成十八年八月七月農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十九年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十八年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十三号）

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七月農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十年産の麦に

係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十九年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年七月一日農林水産省告示第千五百六号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七月農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十九年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十九日農林水産省告示第六百六号）

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七月農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）

第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成三十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月九日農林水産省告示第九十号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成三十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三十一日農林水産省告示第六百九十号）

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和二年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、令和元年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十四号）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和三年産の麦、大豆及びそばに係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、令和二年以前の年産の麦、大豆及びそばに係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月三十一日農林水産省告示第六百五十七号）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和四年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、令和三年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十一日農林水産省告示第五百七号）

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和五年産の麦及び菜種に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金から適用するものとし、令和四年以前の年産の麦及び菜種に係る当該交付金については、なお従前の例による。